

## お知らせ

**2月末までに申請を! 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金**

申請受付期限は2月28日(火)です。以下の条件に該当する方で、まだ申請していない方は期限までに申請してください。

詳しくは、町ホームページでご確認ください。

**ひとり親世帯分****支給対象者**

- ・ 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

**支給額** 対象児童1人につき5万円

**ひとり親世帯以外分****支給対象者**

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(令和5年2月末までに出生した子を含む。障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等で、住民税非課税または令和4年1月1日以降収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

**支給額** 対象児童1人につき5万円

☎ 388-1116

**小中学校へ入学するお子さんの保護者の皆さんへ「入学通知書」は届いていますか**

令和5年4月に小中学校へ入学するお子さんの保護者の皆さんへ、1月下旬に「入学通知書」をお届けしました。「入学通知書」は、入学式に学校へお持ちください。この通知書は、住民基本台帳をもとに作成されています。

なお、次のいずれかに該当する方や入学に関する相談がある方は、下記へご連絡ください。変更・訂正などがある場合は、手続きをしますので入学通知書をお持ちください。

■ 住所や氏名、保護者名など、記載事項に誤りがある場合

■ 国立・私立など、指定された学校以外の学校に入学する場合

■ 既に住所を変更した場合、または入学日までに住所を変更する場合

■ 入学通知書が届かない場合

☎ 羽島郡二町教育委員会

学校教育課

☎ 245-1133

**国の教育ローン**

高校、短大、大学、専修学校の入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

**融資額** 子ども1人あたり350万円以内

**金利** 年1.95%(令和4年11月1日現在)

**返済期間** 18年以内

☎ 教育ローンコールセンター

☎ 0570-008656

**第11回 特別弔慰金**

戦没者などの遺族に対する弔慰金の請求を受け付けています。請求期限を過ぎると、弔慰金を受け取れなくなりますのでご注意ください。

**対象者**

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日時点で遺族年金などを受ける方がいない場合に、先順位のご遺族1人に対して支給

**支給額** 額面25万円(5年償還)

**請求期限** 3月31日(金)

☎ 388-1116